

適合証明手数料規程

1. 適合証明手数料の額を、令和3年11月1日より下記のように改めます。
2. 手終料の徴収の時期：
手数料については、受付時より設計検査完了時まで徴収することとする。
現場検査手数料・適合証明については、設計検査受付時より証明業務終了時まで徴収することとする。
3. 徴収の方法：現金又は口座振込により徴収する。（振り込み手数料については振込者負担とする。）
4. 交通費加算について：建築確認の完了検査を同時に受けるとき以外は、検査旅費を加算する。
5. 交通費加算の額：交通費は、弊社事務所より片道距離及び高速運賃、日当から算出する事とし、額は別表1とする。

フラット35戸建て住宅・財形融資 適合証明業務手数料(単位:円)

当機関 確認	性能評価	一戸建ての住宅				耐震性 構造計算書付	省エネタイプ		バリアフリー性
		設計検査	中間検査	竣工検査	竣工特例		設計検査	計画の変更に伴う再計算	
○	他機関	7,000	12,000	12,000	29,000	7,000	14,000	14,000	3,000
×	又はなし	11,000	19,000	19,000	47,000	審査加算	審査加算	審査加算	審査加算

フラット35 共同建て(登録マンション)・賃貸住宅 適合証明業務手数料(単位:円)

(省エネタイプの場合は、1棟当たり21,000円を設計検査料に加算します。計画の変更の場合も同じです。)

◆床面積が500㎡以内の場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)					
当機関 確認	性能評価	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
		設計検査	竣工検査	設計検査	竣工検査
○	他機関	31,000	31,000+	41,000	31,000+
×	又はなし	62,000	戸数×1,000円	82,000	戸数×2,000円
◆床面積が500㎡を超え1,000㎡以内の場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)					
当機関 確認	性能評価	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
		設計検査	竣工検査	設計検査	竣工検査
○	他機関	41,000	41,000+	51,000	41,000+
×	又はなし	82,000	戸数×1,000円	102,000	戸数×2,000円
◆床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内の場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)					
当機関 確認	性能評価	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
		設計検査	竣工検査	設計検査	竣工検査
○	他機関	62,000	62,000+	72,000	62,000+
×	又はなし	123,000	戸数×1,000円	143,000	戸数×2,000円
◆床面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内の場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)					
当機関 確認	性能評価	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
		設計検査	竣工検査	設計検査	竣工検査
○	他機関	82,000	82,000+	92,000	82,000+
×	又はなし	164,000	戸数×1,000円	184,000	戸数×2,000円
◆床面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内の場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)					
当機関 確認	性能評価	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
		設計検査	竣工検査	設計検査	竣工検査
○	他機関	102,000	102,000+	113,000	102,000+
×	又はなし	204,000	戸数×1,000円	225,000	戸数×2,000円
◆床面積が10,000㎡を超える場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)					
当機関 確認	性能評価	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
		設計検査	竣工検査	設計検査	竣工検査
○	他機関	123,000	123,000+	133,000	123,000+
×	又はなし	245,000	戸数×1,000円	266,000	戸数×2,000円

フラット35 共同建て(非登録マンション) 分譲マンション戸別適合証明業務手数料(1戸あたり) (単位:円)

当機関 確認	性能評価	分譲マンション		マンション(優良住宅)	
		設計検査	竣工検査	設計検査	竣工検査
○	他機関	31,000	31,000	41,000	31,000
×	又はなし	51,000		62,000	

※1棟内の戸数が5戸を超える竣工検査手数料は6戸を超える1戸につき20,000円とします。

※1棟全戸の申請でも、全戸に戸別の適合証明書を必要とする場合は(非登録マンション)による申請となります。